

フランスにおける学生の教員評価

法務研究科

小 梁 吉 章

1. はじめに

大学教育を生産性や効率という観点からとらえる議論が盛んに行われている。たとえばOECDは2008年9月9日に「教育一覧」を発表している。同報告書は「教育の経済的効果」と「教育投資のインセンティブ」という項目を設けて、教育投資という観点から分析している。そのなかで「知識社会の高まりと技術のグローバル・コンペティションによってOECD加盟国における教育システムの国際化が加速され」、「高等教育機関は、グローバル・アカデミック・コンペティションが進行しているなかで、その評価を高め維持するために国際的な活動を取る必要を認識している⁽¹⁾」と述べている。教育機関についてもグローバル・コンペティションの時代なのである⁽²⁾。知識や教育についての意識は変容している。リオタールは1979年に刊行した著書のなかで「知識の獲得は精神の形成 (*Bildung*) と不可分であるというこれまでの原則は、もはや過去のものとして廃れたのである」とし、「知識を提供する者とそのユーザーの関係は、商品の生産者と消費者の関係のようになっていく」として、ポスト・インダストリアル社会で知識が市場商品化すること

(1) Education at a Glance 2008-OECD Indicators, p. 350. <http://www.oecd.org/dataoecd/23/46/41284038.pdf>.

(2) Times や Newsweek, 上海交通大学によるものなど世界の大学のランキングが盛んに行われている。

を指摘している⁽³⁾が、商品に消費者の評価がつき物であるように、知識を提供する教育も評価の対象とならざるを得ない。競争社会は必然的に評価を必要としている。

教育機関の「評価」という場合、教育機関自身による自己評価や第三者機関による外部評価がある。そこでは、教育機関の体制・内容全体を対象として行い、また個々の教員も自ら自己評価を求められている。そのほかに、学生などによる教員評価もある。わが国の事情は周知のことだから、ここではフランスでの教員評価の状況を見てみよう。

2. 不特定の匿名者による教員評価

わが国では、インターネット上で大学教員の授業評価が行われている。内容充実度、単位取得度などの項目と簡単なコメントが付けられているようであるが、運営ルールはとくに設けられていない。フランスには大学の教員を対象とするサイトではないが、2008年2月にインターネット上で高校の教員の評価を書き込むサイトが設けられた。しかしサービス開始1ヵ月後にして禁止されている。事件を見てみよう。

2008年1月29日、ステファン・コラ氏はコンピューター・自由国家委員会（CNIL⁽⁴⁾）に高校教員評価サイトの開始を届け出た。評価サイトは、有限会社 Note2be.com 社が運営し、この HP address でサイトに入り、登録した者は「教員」（*professeurs*）と題したページで特定の教師について「興味深いか」「明晰か」「役に立つか」「公平か」「意欲があるか」など6項目の評価を入力することができ、また特定の名前を入力して検索すると、同人の勤務校、担

(3) Jean-François Lyotard, *La condition postmoderne*, Les Editions de Minuit, 1979, p. 14.

(4) Commission Nationale de l'Informatique et des Libertés (CNIL). CNIL は、後述のコンピューター、ファイルと自由に関する 1978 年 1 月 6 日法律番号 78-17 によって設立され、個人情報の保護を目的とする国家行政機関である。

当科目が表示され、それまでに同サイトで生徒が行った評価を見ることができることになっていた。またフォーラム (*forum*) と題したページでは、最近入力された教師の評価とサイトの閲覧者による追加の書込みを見ることができものになっていた。

サイトが開始されたことを知った高校教師6人とナショナル・センターの公務員中央組合連合 (FSU) およびその傘下にある中等教育者全国組合 (SNES-FSU) は、2008年2月18日、Note2be.com社を相手としてパリ大審裁判所にサイトの禁止の処分を申し立てた。これは同国民訴訟法典808条⁽⁵⁾に基づく緊急審理手続による一種の保全処分の申立てであって、大審裁判所の長に処分権限が認められている。教師らは、脚注4で挙げた1978年1月6日法律2条2項⁽⁶⁾に基づき、同サイトが明らかに同法に違法し、平穏な私生活を損なうと主張した。なおこの申立てには37人の教員と公共教育物理教育全国組合 (SNEP-FSU) が任意参加した。サイト運営会社側は、当局に届出済みであり、法律に違反していない、評価項目は6点に固定されて自由に書き加えることはできないなどを説明し、さらに教員としての活動は私生活にはあたらないこと、生徒による評価を禁じる法令はないこと、表現の自由であることなどの反論を展開した。

1978年法について若干見ておこう。同法1条は法律の目的として「コンピューターは各市民の役に立つものでなければならない。その開発は国際協力の枠のなかで行われなければならない。それはヒューマン・アイデンティティ⁽⁷⁾、人としての権利、私生活、個人および公共の自由を損なうものであ

(5) 民事訴訟法典808条は、大審裁判所の長の権限として「緊急の場合、大審裁判所の長は緊急審理 (*référé*) によっていかなる異議にも生じない、または紛争の存在が正当化する措置を命じることができる」とし、809条1項は「大審裁判所の長は、いつでも重大な反対がある場合も、重要な損害を回避し、または明らかに違法なトラブルを停止させるために、緊急審理によって保全措置または回復措置を命ずることができる」と定めている。

(6) Loi no. 78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés.

てはならない」と規定している。2条は同法の適用範囲を定め、1項で「本法は、ファイルのなかに含まれ、または引用されるパーソナルな性質のデータの自動的処理およびパーソナルな性質のデータの自動的でない処理の場合に適用され、その責任が本法5条にいう条件を充足するときは、パーソナルな活動のみの実施の処理を除く」、2項は「パーソナルな性質のデータとは、明示された、または数字あるいは固有の一ないし複数の要素によって、直接的または間接的に特定することのできる自然人の本人に関するすべての情報をいう」としている。つまり、高校教員の実名入りの評価はパーソナルな性質のデータであって、これをコンピューター上に掲載することは、同法上認められないとするのが、申立人の主張である。

同月25日に審理が行われ、3月3日、大審裁判所の長は Note2be.com 社にたいしてサイトを禁じる決定を行った⁽⁸⁾。同社は3月7日に抗告したが、パリ控訴院は2008年6月25日に抗告を棄却した⁽⁹⁾。

パリ大審裁判所の判断は以下のとおりである。すなわち、コンピューター・自由国家委員会は Note2be.com 社が法令を遵守しているか否かの最終的判断の権限はない、大審裁判所にサイトにたいする処分権限がある、1978年法律の6条はデータが適正・適法な方法で収集されること（1号）、明確かつ適法な目的で収集されること（2号）を規定し、本サイトの目的は教員評価であるが、「データがこの目的に照らして適正かつ過剰でないかどうかを

(7) *identité humaine*. 筆者にはこの言葉は理解し難いが、たとえばズビノザは「人間は物体（身体）と精神とから成り・感情に支配される」（エチカ）としているので、人間としての一体性を指すものと理解する。現代は、人間の臓器の一部が他者に移植され、遺伝子情報が行き交い、インターネット上に個人情報があふれる時代である。臓器移植は身体としての人間の一体性を疑わしめ、DNA情報は精神としての人間の根本に触れる。インターネット上の情報の氾濫と人間としての一体性については、Sophie Douay, *L'identité personnelle dans la civilisation de réseau*, D., 2007, p. 2623 を参照。

(8) TGI Paris, 3 mars 2008, Mme G et al. c / Note2be.com, D, 2008, p. 843, note C. Manara.

(9) Paris, 25 juin 2008, Note2be.com c / Mme G et al.

検討すると、教員の権利の保護上問題がある」、このサイトは非営利をうたってはいるが、広告収入でまかなわれ、商業目的であることから、「このパーソナルな性質のデータの処理が適法な利益の実現を目的としたものか、1995年10月24日欧州議会・理事会指令⁽¹⁰⁾の観点から検討しなければならない」が、「必要な場合に適切な保全手段をとるためには、基本的権利・自由の観点から双方の権利と利益の均衡を図るべきであり」、サイト運営者側にも電磁的手段による広報の自由、生徒の表現の自由があり、教育法典は多様性の尊重をうたっていることを考慮しても、「運営者も認めているように、表現の自由には教員の活動を損なってはならないという限度があるのであって」、「教員側には反論の機会がないことは機会の不平等 (*risque de déséquilibre*) を生じさせ」、「サイトの構造上、検索件数や入力件数が増加すれば、潜在的に対象になり得る教員は定期的にサイトをチェックしなければならず、これは義務の不平等 (*obligation disproportionnée*) を生じる」とした。パリ控訴院は、表現の自由と電磁的手段による一般への通報の自由は法律によって制限されうることを明らかにし、このサイトには当該教員の授業を受けていない者でもだれでも入力することができるシステムであることを付け加えた。

3. 受講学生による教員授業評価

フランスの大学はすべて国立大学であり、公務員の勤務評定については、わが国の人事院規則のように政令があるが⁽¹¹⁾、これは内部での評価であって学生など第三者による評価を予定しておらず、わが国で行われているような

(10) 個人情報の処理に関する自然人の保護とデータの自由使用に関する欧州議会・理事会指令 95/46/CE。その前文第30項の前段は、「適法であるためには、パーソナルな性質のデータの処理は当事者の承諾を得るか契約の締結と実施を要し、または法的義務を遵守し、あるいは公的機能の遂行、当局の任務遂行あるいは当事者の利益または権利と自由を侵害しない条件で法的利益を実現するものでなければならない」としている。

履修学生による授業評価はほとんど実施されていないようである。当時の学校評価高等評議会⁽¹²⁾の依頼に応じて、ドジャン教授は2002年2月に「フランスの大学における教育評価について⁽¹³⁾」と題する報告書を提出しているが、そのなかで「(ボルドー第二, リール第一を除いて) フランスの大学では教育評価が行われていない」と述べていた。その後若干増えたようであるが、大勢に影響はないようである。

そうしたなかで2007年8月10日大学の自由と責任に関する法律番号2007-1199⁽¹⁴⁾は、大学に教員のほか学生の代表などから構成される運営協議会 (*conseil d'administration*) を設けることを求め、運営協議会が教員の教育評価 (*évaluation des enseignement*) について協議することを定めた。つまり教員の教育評価に当たって、一部ではあるが学生が参加することが制度化されたのである。これにとどまらなかった。さらに2008年1月23日、フランス経済成長対策委員会 (通称アタリ委員会) はこれを徹底する方向を提案している。同報告書⁽¹⁵⁾は経済成長の安定実現のために8つの目標 (*ambitions*) と20の基

(11) Décret no. 2002-682 du 29 avril 2002 relatif aux conditions générales d'évaluation, de notation et d'avancement des fonctionnaires de l'Etat. 公務員は内部における人事考課により昇進・昇給が決められるが、同政令は人事考課の手法について規定する。まず、上司が設定目標とそのパフォーマンスについて面接して話し合い (3条1項, 2項), 評価 (*évaluation*) を報告する (4条)。次に部署の長が, 評価した上司の意見を聞くなどして, 当該公務員の人事考課 (*notation*) を行う (6条)。公務員は評価に異議があるときは, 担当委員会に見直しの要求をすることができる (10条)。わが国には人事院規則に基づく国家公務員の勤務評定制度がある。

(12) Haut Conseil de l'Evaluation de l'Ecole (HCEE) は, その後, 2005年4月24日法律番号2005-380によって教育高等評議会 (Haute conseil de l'éducation) が設置され, 廃止された。

(13) L'évaluation de l'enseignement dans les universitaires françaises du février 2002 par Jacques Dejean, consultant et professeur de management à l'ESIEE.

(14) Loi do. 2007-1199 du 10 août 2007 relative aux liberté et responsabilité des universités. 同法は教育法典 (Code de l'éducation) を一部改正するもの。

本施策 (*décisions fondamentales*) を設定しているが、その第一目標を教育の充実にあて、個別施策として「生徒による教員の教育能力 (*capacité à faire progresser*) 評価を導入する」ことを提唱しているのである。この報告を受けて、2008年1月にペクレス高等教育研究大臣は、学生による教員評価の制度化を提案していたところである⁽¹⁵⁾。さらに同大臣は2008年7月1日にコミュニケを発表し、そのなかで欧州連合のなかでの学生のモビリティを高めること、そのために「ヨーロッパ大学ランキング」システムを導入することを提唱していた。グローバル・コンペティションの時代にはランキングは不可欠なのである。さらに同大臣は2008年10月20日にもコミュニケ⁽¹⁷⁾を発表しているが、これはきわめて直截的に「高等教育および研究分野における職業とキャリアの魅力を増すために」と名づけられている。このプランは、①一世代のなかの優秀な者を大学に導くこと、②優れた教育者に相当な報酬で報いること、③大学の競争力の向上のための管理手法を適正にすること、以上の三点を挙げている。①の具体的施策として、助教授 (*maitre de conférences*) の報酬の引き上げ⁽¹⁸⁾などを提示している。本稿との関係で重要なのは②であり、そこでは4年ごとに大学教員の実績評価を行い、その結果にしたがって、年収⁽¹⁹⁾で3,500から15,000ユーロ(50万円から200万円)の引き上げで優秀な業績を上げた者に報いることとしている。これを「優秀手当 (*prime d'excellence*)」といい、教員の実績は研究と教育の両面について行われるようである。このコミュニケでは、大学教員の評価は全国大学協議会 (*Conseil national des universités*) が行うこととされ、学生による教員評価については述

(15) Rapport de la Commission pour la libération de la croissance française sous la présidence de Jacques Attali. <http://lesrapports.ladocumentationfrancaise.fr/BRP/084000041/0000.pdf> を参照。

(16) Le Figaro du 28 janvier 2008などを参照。

(17) Ministère de l'enseignement supérieur et de la recherche, le 20 octobre 2008, le communiqué de presse.

(18) 2008年10月10日つけル・モンド紙を参照。

べていない。しかし国際競争における勝者を目指し、改革路線をとる現政権であるから、今後実現される可能性はある⁽²⁰⁾。

3. 最後に

わが国では学生による授業評価は定着し、またインターネット上の匿名での教員評価も日常の光景と化している。一方、フランスでは学生による教員の授業評価はまだ定着したとはいえ、これはアングロ・アメリカンの影響であると取られており、教員側の意見は賛否相半ばしているのが実情のようである。また匿名の密告にたいしては伝統的に警戒心が強いお国柄である。

しかし早晩、学生による授業評価は導入されるのではなかろうか。その理由は二つある。もう一度リオタールを見ると、「高等教育の最大の貢献は、社会システムに最も優れた業績を達成する能力を提供すること」であり、実践的な教育が「世界的な競争に立ち向かうために必要不可欠」なのである。そこでは学生に業績達成能力（*performativite*）を身に付けさせる教員の能力が評価されるからである。もう一つの理由はグローバリゼーションである。教育と投資を一緒にするのは不謹慎かも知れないが、アメリカ流の投資行動がグローバリゼーションの名のもとに世界中に広まったように、教育についてもアメリカ流の効率性や評価が早晩世界を席捲するのではなかろうか。大学教育が国家に有意な学生にたいする国家の義務ではなく、OECDがいうように当事者による一種の投資であるならば、投資に国境はないからアメリカ流の国際的な大学ランキング、大学評価、教員評価が伝播するであろう。ただし、フランスは「アメリカ流」への抵抗の強い国でもある。改革の名のも

(19) 筆者の経験では、フランスの大学教員の年収はわが国と大きな違いはないようであった。

(20) ル・フィガロ紙は2008年10月に「学生による大学教員評価に賛成？反対？」の意識調査をしている。

とに無益な競争を煽っているだけと理解する向きもある。まだまだどちらに動くか予想はむずかしい。